

山口県報

令和 7 年
6 月 6 日
(金曜日)

目 次

○告示	一
解除予定保安林（山口市）（森林整備課）	一
保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（河川課）	二
○公告	三
国土調査の成果の認証（政策企画課）	三
契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）	四
登録販売者試験の実施（業務課）	四
公共測量の実施の終了（監理課）	五
○雑報	五
県報の正誤（令和七年二月十四日山口県規則第二号）	五

山口県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

山口市江崎字西三田ヶ原一〇八九四の一・字向ヶ浴一〇九六六の一（以上二筆につ

いて次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町祖生字辺田六二八の一、六三二、一〇二二九、一〇二四四の二、字敷ヶ原六三五の一、由宇町字祖生内一〇一五五の一、一〇一六二、一〇一六九、一〇一七一、一〇一七二、一〇一七四の一、一〇一七四の二、一四二三七、一四二三八、字岩本一〇一七三、一〇一七五の一、一〇一七七、字大峠一〇二七八、一〇一八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部森林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号二号橋（仮称）橋りよう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四九〇号二号橋（仮称）橋りよう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 美祢市美東町絵堂字杉ヶ坪から同市美東町絵堂字桑原までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼四径間連続非合成鋼桁形式橋りよう	一九一・五メートル	一二・六五（ 二二・八五メートル （車道七・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和七年六月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上（県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあつては、九百以上）であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和七年六月二十七日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年七月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所（電話〇八三六―二一―七一二五）にすること。

山口県告示第百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、深川川総合開発事業県道長門秋芳線付替道路五号橋（仮称）架設工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 深川川総合開発事業県道長門秋芳線付替道路五号橋（仮称）架設工事（上部工）
- (一) 工事場所 長門市深川湯本字小茸木地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
PC二径間連続ラーメン箱桁形式橋りょう		一四九・〇メートル		七・七メートル (車道五・五メートル)			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和七年六月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千二百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出期限

令和七年六月二十七日 午後四時三十分

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年七月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所（電話〇八三七―二二―二九二〇）にすること。



(二〇八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	令和三年四月一日から令和六年二月二十一日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	深川湯本及び日置上の各一部

二 認証年月日

令和七年六月六日

(二〇九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県第二期情報セキュリティクラウドサービス提供 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年三月二十六日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

S B テクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

六 契約金額

四千七百二十五万六千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二一〇) 令和七年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和七年十月二十一日（火曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市小郡令和一丁目一番一号

K D D I 維新ホール

山口市維新公園四丁目一番一号

維新百年記念公園 維新大晃アリーナ

山口市秋穂二島一〇六二番地

Y M f g 維新セミナーパーク

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和七年七月十一日（金曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（郵送の場合は、七月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）に提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

(四) 百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）

六 受験手数料

一万四千七百四十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。

この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和七年十一月二十八日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口市庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願

書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三一九三三〇二〇）にすること。

(一一一) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域
熊毛郡平生町大字尾国
- 三 作業の期間
令和六年二月十四日から同年三月二十九日まで



正 誤

令和七年二月十四日山口県規則第二号（法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
一	下	二	「及び」を「、」	「第。六。条。第。一。項。及。び」を「第。六。条。第。一。項、」

令和七年六月六日印刷
令和七年六月六日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事